

警察職員の服務に関する訓令

昭和35年4月1日

本部訓令第20号

[沿革] 昭和35年10月本部訓令第15号、12月第27号、36年3月第5号、38年4月第8号、41年4月第4号、10月第16号、42年3月第3号、44年4月第7号、第10号、9月第18号、10月第20号、第21号、45年12月第16号、46年4月第6号、5月第9号、48年2月第1号、3月第7号、4月第12号、第15号、49年4月第9号、50年3月第2号、51年3月第4号、11月第13号、52年2月第2号、第3号、53年3月第6号、4月第9号、7月第13号、8月第14号、54年3月第7号、55年3月第3号、57年3月第4号、9月第13号、12月第21号、58年3月第2号、第4号、60年12月第16号、61年3月第8号、62年2月第2号、第3号、平成元年3月第18号、12月第35号、2年12月第14号、3年6月第5号、4年3月第10号、7月第15号、3月第7号、12月第18号、5年2月第1号、4月第15号、6年1月第1号、3月第2号、11月第17号、7年3月第4号、12月第17号、9年3月第9号、6月第11号、10年3月第7号、7月第12号、11年3月第10号、12年3月第10号、12月第20号、13年2月第2号、3月第8号、14年3月第12号、9月第23号、16年2月第6号、3月第14号、17年3月第8号、第12号、18年4月第7号、19年3月第7号、11月第17号、20年3月第2号、4月第4号、21年1月第1号、3月第6号、22年4月第7号、6月第9号、23年4月第11号、11月第20号、24年10月第12号、25年1月第2号、3月第8号、26年2月第1号、6月第15号、7月第18号、11月第22号、27年12月第14号、28年3月第7号、29年4月第8号、8月第13号、31年4月第13号、令和3年3月第13号、5月第22号、4年2月第2号、11月第19号、5年8月第10号、6年10月第14号、7年8月第19号、11月第27号改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、新潟県警察職員（以下「職員」という。）の服務を適正にし、警察法（昭和29年法律第162号）に定める警察責務の完遂を期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この訓令は、別に定めのあるものを除くほか、新潟県警察に勤務するすべての職員について適用するものとする。

2 この訓令中その性質により警察官にのみ適用される条項については、警察官以外の職員にはこれを適用しない。

(定義)

第3条 この訓令において所属長とは、県本部の部長、首席監察官、組織犯罪対策本部長、参事官、課長（部付警視を含む。）、監察官室長（以下「室長」という。）、鉄道警察隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長（以下「隊

長」という。)、科学捜査研究所長(以下「所長」という。)、運転免許センター長(以下「センター長」という。)、警察学校長(以下「学校長」という。)及び監察官並びに市警察部長、市警察部企画調整課長及び警察署長(以下「署長」という。)(第44条の3においてこれらを「県本部の部長等」という。)にあつては本部長を、その他の職員にあつては所属の課長、室長、隊長、所長、センター長、学校長及び署長をいう。

2 この訓令において上司とは、警察官の階級又はその所属における組織上の上位の職にある者をいう。

第2章 服務

第1節 服務の基本

(職務倫理)

第4条 職員は、警察の任務が国民から負託されたものであることを自覚し、国民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観の涵養に努め、職務倫理を保持しなければならない。

2 職員は、次に掲げる事項を職務倫理の基本として職務に精励し、県民の信頼と期待にこたえなければならない。

- (1) 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕する。
- (2) 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行する。
- (3) 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強める。
- (4) 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努める。
- (5) 清廉にして、堅実な生活態度を保持する。

(根本基準)

第5条 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、その職務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(廉潔の保持等)

第6条 職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 職務に支障を及ぼし、又は職務の公正を疑われるおそれがあると認められる贈与、もてなしその他の利益の供与を受けてはならない。
- (2) 職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる者と職務の公正を疑われるような方法で交際をしてはならない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不相応な借財その他の職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる行為をしてはならない。

2 所属長は、所属職員に対し、前項各号に掲げる事項を徹底するとともに、指導監督に努めなければならない。

(融和と団結)

第7条 職員は、礼節を尊び、互いに信義と敬愛を尽くして、融和と団結に努めなければならない。

(品位の保持)

第8条 職員は、行いを正し、家庭を整え、職員としての品位を保つよう心掛けなければならない。

第2節 職務執行

(命令のじゆん守)

第9条 上司の適法の命令には、従順にこれに服し、しかも忠実にその意図の実現に努めなければならない。

(責任)

第10条 常に職責を自覚し、職務上の危険または責任を回避するようなことがあつてはならない。

(敏速)

第11条 職務の執行は、敏速を旨とし、理論に偏せず、形式にとらわれず、真にその実効をあげるように努めなければならない。

(急訴等の措置)

第12条 職員は、急報に接したときは、管轄及び勤務の内外、係別等を問わず、直ちに適切な措置をとらなければならない。

(誠実)

第13条 職務の執行は、すべて法令及び諸規定に従うと共に、常に誠実をもつてこれに当たり、正義に従つて、理非を正し、熟慮果断、事に処さなければならない。

(冷静沈着)

第14条 人を制するには、冷静沈着を旨とし、いやしくも粗暴、ごうまんにわたり、または、みだりに強制威圧を加えるようなことがあつてはならない。

(親切丁寧)

第15条 職務の執行に当つては、親切丁寧を旨とし、人に接するには常に温容をもつて臨み、しかも内に不動の信念をもち、もつて一般の信頼を高めるように心掛けなければならない。

(受傷事故の防止)

第15条の2 職務の執行にあつては、油断または不注意等により受傷事故を起すことのないようにしなければならない。

(来庁者の処遇)

第16条 用務のため来庁した者に対しては、すみやかに面接し、いたずらに時間を空費させるようなことがあつてはならない。

(電話の取扱)

第17条 電話の取扱については、特に言動に注意し、相互に所属、氏名を告知し簡単明瞭に通話しなければならない。

(注意報告等)

第18条 常に視聴を敏活にし、いやしくも警察上参考となるような事項は、細大となくすみやかに上司に報告しなければならない。

(報告系統)

第19条 職務上所属長に報告するときは、特別の理由がある場合のほかは正規の系統により順を経てしなければならない。

(秘密の厳守)

第20条 職務上の秘密は、これを知る権限がある者に告げる場合、または法令若しくは

上司の指示による場合等、正当な理由がある場合のほかは、何人に対してもこれを告げてはならない。

(遺失物、証拠物等の取扱)

第21条 職務上入手した遺失物、引取人のない物品及び証拠品等については、遅滞なく所属長に報告するとともに現物を提出しなければならない。

(武器の取扱)

第22条 武器の取扱、保管及び使用については、常に最善の注意を払い、事故の防止に努めなければならない。

(犯罪現場における措置)

第23条 犯罪現場は、さ細な物であつても事件解決の糸口となることがあることをわきまえ綿密慎重に事をなさなければならない。

(被疑者の処遇)

第24条 警察官は、被疑者を逮捕したときは、すみやかに所属長にこれを報告し、かつ逮捕に関する正規の報告書類を提出しなければならない。

(家族等に対する通知)

第25条 警察官は、身体の拘束を受けた被疑者から申出があつた場合は、上司の指示を受け、被疑者の家族または弁護士にこれを通知しなければならない。

(被疑者の釈放)

第26条 警察官は、その所属長の職権による場合のほかは、拘禁中の被疑者を釈放してはならない。

(被疑者の処遇の責任)

第27条 警察官は、拘禁中の被疑者の処遇については、みずからその責任を負わなければならない。

(車両の運転)

第28条 車両を運転するときは、よく関係法令を守り、人畜に傷害を与えまたは財物を損壊しないよう、特に注意しなければならない。

(指導監督)

第29条 各級幹部は、常に部下職員の指導監督に努めるとともに善行または非行のあつたときは、すみやかに所属長に報告しなければならない。

2 上司の監督、指導等は、率直、従順にこれを受入れ、同僚等の忠言は、謙虚にこれを聞くように心がけなければならない。

(氏名の告知)

第30条 職務の執行に当たり、要求を受けたときは、何人に対しても自己の官職、氏名及び所属部署を知らせなければならない。

(身分の証票)

第30条の2 警察手帳は、警察官であることの証票として用いることができる。

(呼称)

第31条 職員の呼称は、警察官については、警察礼式（昭和29年国家公安委員会規則第13号）により、警察官以外の職員については、これに準ずるものとする。

(過失に対する措置)

第32条 職務上のあやまちを知つたときは、率直に上司に申告してその指示を受け、これを隠し、またつくろうようなことがあつてはならない。

第3節 服務心得

(一般的遵守事項)

第33条 職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 警察の中立性を疑われるような政治的行為又は議論をしてはならない。
 - (2) 職務に支障を及ぼすような宗教的行為又は議論をしてはならない。
 - (3) 他人の金品の貸借、商取引、訴訟事件その他の民事関係にみだりに関与してはならない。
 - (4) 職務上支障があると認められる者とみだりに交際し、又は職務上支障があると認められる場所にみだりに出入りしてはならない。
 - (5) 警察施策、これに対する所見などを部外に公表するときは、慎重を期し重要事項については、上司の承認を受けなければならない。
 - (6) 寄付金を募集するときは、その目的にかかわらず、必ず所属長の承認を受けなければならない。
 - (7) 昇任又は転勤について、外部の人又は団体に援助を依頼してはならない。
 - (8) 外部の試験を受けるときは、あらかじめ所属長に届け出なければならない。
 - (9) 傷病により休務の承認を受けている場合のほかは、いつでも勤務に服する用意がなければならない。
 - (10) 休憩時間中に勤務場所を離れるときは、上司に届け出なければならない。
 - (11) 勤務に支障を及ぼし、又は品位を失うに至るまで飲酒してはならない。
- (身だしなみ)

第33条の2 職員は、常に身体及び服装を清潔、かつ、端正に保たなければならない。

2 警察官は、制服を着用した場合は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙しながらまたはポケットに手を入れたまま歩行しまたは遊戯をしてはならない。
- (2) 職務執行のため必要がある場合のほか、かさ、つえその他見苦しいものを携帯してはならない。
- (3) 一般車両に乗車する場合は、他の人が立っているのに腰を掛けてはならない。

(部外派遣者の服務)

第33条の3 国または地方公共団体の機関等に派遣を命ぜられた職員は、その機関の監督にも服さなければならない。

(個人情報保護)

第33条の4 職員は、正当な理由なく、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

第3章 勤務

第1節 勤務制度

(勤務時間等)

第34条 職員の勤務時間その他の勤務制度については、別に定める。

第35条から第39条まで 削除

第2節 休暇

(休暇の承認)

第40条 職員は、休暇を得、又は職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、その理由を具し、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。ただし、病気その他の事故によりあらかじめ承認を受けることができない場合は、事後すみやかにその旨を届出、承認を受けなければならない。

2 前項の休暇の承認が病気によるときは、新潟県警察職員の健康管理に関する訓令(昭和56年本部訓令第2号)の定めるところにより、手続しなければならない。

(年次有給休暇)

第41条 年次有給休暇は、1年を通じて20日を超えない範囲で、承認することができるものとする。ただし、年の中途中で採用された職員については、次の表の採用の月に対応する日数を超えることはできない。

採用の月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
承認することができる休暇日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

2 年次有給休暇は、20日を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の年次有給休暇は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第13条第1項第1号に規定する日数とする。

5 国又は他の地方公共団体等の職員から引き続き職員となった者の年次有給休暇は、一般職員勤務時間条例第13条第1項第3号に規定する日数とする。

(病気休暇)

第41条の2 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる次の各号に掲げる場合に承認できるものとし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 公務上の負傷又は疾病及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)による負傷又は疾病の場合 その療養に必要と認められる時間又は期間

(2) 結核性疾患の場合 1年の範囲内でその療養に必要と認められる時間又は期間

(3) 前2号以外の負傷又は疾病の場合 6月の範囲内でその療養に必要と認められる時間又は期間

(4) 療養後出勤又は退職後復職する場合 1月の期間内で健康管理上その勤務の制限に必要と認められる時間

2 第1項第2号の場合及び第1号、第3号の場合で引続き30日を超える場合についての承認は本部長が、その他の場合の承認は所属長が、それぞれ行うものとする。

(特別休暇)

第42条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である次の各号に掲げる場合に承認できるものとし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法令の規定に基づく公の選挙又は投票において選挙権又は投票権を行使する場合
その都度必要と認められる時間
- (2) 証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭する場合
その都度必要と認められる時間
- (3) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録を申し出ること又は配偶者、父母、子（一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第42条の2第1項第3号を除き、以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供することに伴い必要となる検査等を受け、又は入院する場合
その都度必要と認められる時間又は期間
- (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合
一の年において5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間
 - ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって別に定めるものにおける活動
 - ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
 - エ 国、地方公共団体又は公共的団体等が行う地域づくり又は地域の安全対策に係る活動
- (5) 職員が結婚する場合
8日（分割する場合は6日）を超えない範囲内で必要と認められる期間
- (6) 出産の場合
出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合にあつては16週間）に当たる日から産後8週間を経過するまでの期間
- (7) 職員が生後満1年6月に達しない生児（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下同じ。）を育てる場合
1日2回を超えず、かつ、合計90分を超えない範囲内の時間（職員（生後満1年に達しない生児を育てる場合は男性職員）がこの号の休暇を取得しようとする日において、配偶者（当該生児について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限

る。)であつて当該生児を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該生児を委託されている同法第6条の4に規定する養子縁組里親若しくは同条に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）がこの号の休暇又は労働基準法第67条の規定による育児時間を取得する場合における当該職員にあつては、別に定める時間）

(8) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合 3日以内で必要と認められる時間又は期間

(9) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であつてその出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）に当たる日から当該出産の日以後1年を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間

(10) 職員が次に掲げる看護、介助又は養育を行う場合 一の年において8日（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。以下この号において同じ。）が2人以上の場合にあつては、12日）を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間

ア 負傷し、又は疾病にかかつた次に掲げる者の看護を行う場合で、他に看護を行う者がいないときにおける当該看護

(ア) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(イ) 子及びその他の1親等の親族

(ウ) 届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母又は子

(エ) 2親等の親族

(オ) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者で職員と同居しているもの

イ 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が疾病の予防を図るために予防接種又は健康診断を受ける際に介助を行う場合で、他に介助を行う者がいないときにおける当該介助

ウ 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が在籍する学校等の全部若しくは一部の休業が行われた場合又は当該学校等が実施する行事に参加する場合における養育

(11) 忌引の場合 次の表に定める期間内において必要と認められる期間

死 亡 し た 者		日 数
配 偶 者		10日
血 族	1親等の直系尊属（父母）	7日

	1 親等の直系卑属（子）	5 日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3 日
	2 親等の直系卑属（孫）	1 日
	2 親等の傍系者（兄弟、姉妹）	3 日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1 日
姻 族	1 親等の直系尊属（配偶者の父母、父母の配偶者）	3 日
	1 親等の直系卑属（配偶者の子、子の配偶者）	1 日
	2 親等の直系尊属（配偶者の祖父母、祖父母の配偶者）	1 日
	2 親等の傍系者（配偶者の兄弟・姉妹、兄弟・姉妹の配偶者）	1 日
	3 親等の傍系尊属（配偶者の伯叔父母、伯叔父母の配偶者）	1 日

備考 ア 生活を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。

イ いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。

ウ 葬祭のため遠隔地に赴く必要のある場合には、実際に要する往復日数を加算するものとする。

(12) 父母、配偶者又は子の法要等を営む場合 慣習上最小限度必要と認められる期間

(13) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため帰省、休養、旅行等を行う場合 5日を超えない範囲内で必要と認められる期間

(14) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき その都度1週間を超えない範囲内で必要と認められる期間

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(15) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合 その都度必要と認められる時間又は期間

(16) 所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止の場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含むものとする。）その都度必要と認められる時間

(17) 生理のため勤務が著しく困難である場合 1回について2日以内で必要と認められる期間

(18) 職員が不妊治療を受ける場合 一の年において6日（当該不妊治療が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては、12日）を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間

(19) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 その都度必要と認められる時間

- (20) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
 - (21) 妊娠に起因して出現するつわり、浮腫、蛋白尿、高血圧、静脈瘤その他これに準ずる症状を呈し勤務が著しく困難な場合 一の妊娠期間中に14日を超えない範囲内でその都度必要と認められる時間又は期間
 - (22) 勤続期間が20年又は30年に達した職員が、心身のリフレッシュを図る場合 3日を超えない範囲内で必要と認められる期間
 - (23) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の時間又は期間
- 2 前項第4号、第8号から第10号まで、第18号、第21号及び第23号の特別休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

（介護休暇）

第42条の2 介護休暇は、職員が次の各号に定める者で要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に承認できるものとする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - (2) 1親等の親族
 - (3) 届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母又は子
 - (4) 2親等の親族
 - (5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者で職員と同居しているもの
- 2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。この場合において、1時間を単位とする介護休暇は、1日のうち4時間の範囲内とする。

（介護時間）

第42条の3 介護時間は、職員が第42条の2第1項に定める者で要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に承認できるものとする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間の単位は30分とする。
- （職務に専念する義務の免除の承認）

第43条 職務に専念する義務の免除について、給料を減額しないで承認することのでき

る場合及びその期間は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法第39条及び第42条の規定によりあらかじめ計画された研修又は厚生に関する計画の実施に参加する場合 計画の実施に伴い必要と認める期間
- (2) 行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合 その都度必要と認める期間
- (3) 文部科学大臣の認める各種大学通信教育部において実施する分割面接授業に参加する場合 1年につき42日の範囲内で必要と認める期間
- (4) 地方公務員法第46条の規定により、勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは同法第49条の2第1項の規定により不利益処分について審査請求をする場合又はこれらの審理に当事者として出頭する場合 その都度必要と認める時間
- (5) 公務災害補償の決定について審査請求する場合または審査請求人が審査に出頭する場合 その都度必要と認める時間
- (6) 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるため、当該職員が適宜休息し、又は補食することが必要であると認められる場合 その都度必要と認められる時間
- (7) 日本赤十字社が実施する出張採血事業について、市町村長から所属長に対し協力の依頼があり、職員がこれに応じ、当該職員の勤務する庁舎内等において献血する場合 その都度必要と認める時間
- (8) 日本赤十字社が実施する献血事業について、同社から所属長等に対し緊急の協力要請があり、職員がこれに応じ、当該職員が勤務する庁舎の近隣の同社施設（原則として同一市町村内に所在するものに限る。）において献血する場合 その都度必要と認める時間
- (9) 本部長が実施する昇任試験（昇任選考のための試験及び昇任選考の事前考査をいう。）を受験する場合 その都度必要と認める時間
- (10) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた職員が、消防団員としての活動に従事する場合 その都度必要と認める時間又は期間（育児休業）

第43条の2 職員が、その3歳に満たない子を養育する場合には、本部長の承認を得て育児休業をすることができる。

- 2 職員が、その小学校就学の始期に達するまでの子（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの子をいう。）を養育する場合には、本部長の承認を得て部分休業をすることができる。

（自己啓発等休業）

第43条の3 職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動をする場合には、本部長の承認を得て自己啓発等休業をすることができる。

（修学部分休業）

第43条の4 職員が大学等教育施設において修学する場合には、本部長の承認を得て修学部分休業をすることができる。

（配偶者同行休業）

第43条の5 職員が外国での勤務その他の事由により外国に住所又は居所を定めて滞するその配偶者と当該住所又は居所において生活を共にする場合には、本部長の承認を得て配偶者同行休業をすることができる。

(高齢者部分休業)

第43条の6 職員の定年等に関する条例(昭和59年新潟県条例第6号)第3条第1項に規定する定年から5年を減じた年齢に達した職員が、翌年度の4月1日以後に、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動等の社会貢献活動への参加等をする場合には、本部長の承認を得て高齢者部分休業をすることができる。

(出生サポート休業)

第43条の7 職員が定期的に不妊治療(医師が行う妊娠のために必要な治療行為等(原因特定のための検査を含む。)をいう。)を受ける場合には、本部長の承認を得て出生サポート休業をすることができる。

(有事即応体制の保持)

第44条 警察は、職務の性質上有事即応体制を確立することから、職員は、不時の招集に応じられるよう、常にその所在を明らかにしておかなければならない。

2 警察官は、原則として勤務所属の管轄区域内に居住するものとする。この場合において、勤務所属が所在する市町村の区域は、管轄区域内とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、警察官は、勤務場所からおおむね35キロメートル又はおおむね60分以内の地域に居住することができる。

4 一般職員は、勤務場所からおおむね90分以内の地域に居住するものとする。

5 職員は、特別な事情がある場合においては、所属長の承認を得て、前3項に規定する地域以外の地域に居住することができる。

6 駐在型交番及び駐在所の勤務員は、その勤務場所に居住するものとする。ただし、本署を経由し、又は直接出勤する勤務員を除く。

第44条の2 所属長は、前条第2項から第5項までの規定にかかわらず、治安維持上必要があると認めるときは、職員に対して、指定する地域に居住するよう求めることができる。

(外泊・旅行時の遵守事項)

第44条の3 職員(県本部の部長等を除く。)は、私事のため外泊又は旅行する場合は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 外泊をしようとする場合は、あらかじめ上司に口頭により届け出ること。

(2) 外泊を伴わない旅行の場合であっても、不時の招集に支障が生じるおそれのあるときは、あらかじめ上司に口頭により届け出ること。ただし、旅行中にそのおそれが生じたときは、その時点において上司又はこれに代わるべき者に届け出ること。

(休暇等の手続)

第45条 職員は、第40条の規定により、休暇(職務に専念する義務の免除を含む。以下同じ。)の承認を受けようとするときは、理由その他の休暇に係る事項を県本部のサーバに電磁的方法により記録して願い出るものとする。

2 職員は、第43条の2から第43条の5までに規定する休業をしようとするときは、本部長の承認を得た後、当該休業に係る事項を県本部のサーバに電磁的方法により記録

するものとする。

- 3 職員は、第42条の2又は第42条の3に規定する介護休暇又は介護時間の承認を受けようとするときは、所属長の承認を得た後、当該介護休暇又は介護時間に係る事項を県本部のサーバに電磁的方法により記録するものとする。
- 4 職員は、第42条第1号、第16号若しくは第20号又は第43条第2号、第6号、第7号若しくは第8号の規定による承認を受けようとするときは、口頭により願い出ることができるものとする。
- 5 所属長は、休暇の承認に当たり、職員に対して適宜必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(休暇の計算)

第45条の2 1時間を単位として与えられた年次有給休暇並びに第42条第4号、第8号から第10号まで、第18号、第21号及び第23号の特別休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもつて1日とする。

- 2 休暇(年次有給休暇並びに第42条第13号及び第22号の休暇を除く。)の日数には、その期間中の週休日及び休日(一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日)を算入するものとする。

(海外渡航の承認)

第45条の3 職員は、海外渡航をしようとするときは、あらかじめ海外渡航承認願(別記第3号様式)により所属長の承認を受けるものとする。

- 2 所属長は、職員から地域紛争の当事国又は内戦、内乱等により治安上問題があると認められる国への渡航申請があつた場合は、事前に警務部長と協議するものとする。

第3節 出張

(出張)

第46条 出張は、所定の旅行命令簿によってこれを命じなければならない。ただし、旅費の支給を要しないと認められる場合は、口頭によって命じることができる。

第47条 出張中、用務の都合または事故により予定日数をこえるときは、すみやかにその理由を具して所属長の指示を受けなければならない。ただし、その指示を受けることができないときは、帰庁後、直ちにその理由を報告しなければならない。

- 2 出張中、用務が終つたときは、直ちに帰庁し、すみやかにその旨を所属長に報告しなければならない。

(復命)

第48条 出張から帰庁したときは、上司に随行した場合のほか、すみやかに口頭または文書をもって復命しなければならない。

(証人等)

第49条 証人または参考人として呼出しを受けまたは出頭を求められたときは、この旨を所属長に届出なければならない。

第4節 赴任

(赴任)

第50条 新たに採用され、又は配置換若しくは転任を命ぜられた職員は、原則として発

令の日に赴任しなければならない。

- 2 所属長は、特に必要があると認めた場合には、発令日から4日以内で赴任する日を指定することができる。
- 3 職員が着任したときは、勤務公署において所属長から辞令を交付される場合を除き、直ちに着任した旨を所属長に報告しなければならない。

(身上書類の処置)

第51条 所属長は、配置換え又は転任する職員の勤務記録その他人事管理上必要な書類を新所属長にあてて速やかに送付しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第52条 職員は、離職し、配置換え若しくは休職を命ぜられ、又は長期療養を承認されたときは、速やかに文書又は口頭をもって後任者に担当事務を引き継ぎ、その結果を所属長に報告しなければならない。

- 2 後任者が未定の場合又は事故のあるときは、特に指示された場合のほか、部長、首席監察官及び参事官は主管課長又は室長に、室長は監察官に、課長、隊長、所長、センター長、学校長、監察官及び署長はその職を補佐する者に引き継ぐものとする。
- 3 前項の規定により引き継ぐことが不相当である事項は、部長及び首席監察官は本部長に、参事官、課長、室長、隊長、所長、センター長、学校長、監察官及び署長は当該事務の主管部長若しくは首席監察官又は本部長に、その他の者は所属長に引き継がなければならない。

第53条 削除

第54条 削除

第4章 貸与品等の管理

(貸与品等の保管及び管理)

第55条 警察官は、貸与品または給与品について、常に適切な注意を払い、安全、かつ、良好な状態にこれを保管しなければならない。

- 2 所属長または、その命を受けた職員は、自己の管理下にある建物、器材その他すべての財産及び物品について、常に適切な注意を払い、安全、かつ、良好な状態を保持しなければならない。

第56条 職員は、自己の怠慢または不注意によつて生じた財産及び物品の損失に対しては、その責任を負わなければならない。

- 2 貸与品、給与品または自己の管理下にある財産及び物品の盗難、遺失または、損傷については、すみやかに所定の形式により所属長に報告しなければならない。

(貸与品の返納)

第57条 退職、死亡その他離職したときは、貸与品及び使用期限の到来しない給与品を、休職を命ぜられまたは長期の療養を承認されたときは、別に指示する物品を、すみやかに所属長に返納しなければならない。ただし、死亡したときは、所属長において、遺族にこれを返納させるものとする。

- 2 所属長は、前項の物品を受領したときは、所定の手続によりこれを処理しなければならない。

第5章 身上関係

(身上異動の届出)

第58条 婚姻、または養子縁組をしたときは、その年月日および配偶者または養親の本籍、住所、職業、戸籍筆頭者との続柄、氏名及び生年月日を具して所属長に届出なければならない。

2 本籍地の変更、改姓、改名その他身上に異動のあつたとき、または配偶者、直系血族及び親族等の身上に異動のあつたときは、前項に準じて届出なければならない。

3 所属長は、前2項の届出を受けたときは、電子計算組織による人事記録管理要綱の制定について(昭和60年12月18日付け本部(警務)第40号)の定めるところにより、速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。

(辞職願い)

第59条 辞職しようとするときは、辞職願いを所属長を経由して本部長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の辞職願の様式は、別記第4号様式によるものとする。

第6章 雑則

(公用名刺)

第60条 警察手帳の名刺入れには、常に名刺を納めておくものとする。

2 公用名刺の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

(警笛の吹鳴)

第61条 警笛の吹鳴は、次の各号の要領によらなければならない。

(1) 点検等室外集合信号

長声 1回 —————

(2) 訓授その他室内集合信号

長声 2回 ————— —————

(3) 交通取締り等その他注意信号

極短声 2回 — — — — — — — —

(4) 応援要求信号

短声 数回 — — — — — — — — — —

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。

(暫定措置)

2 第44条第2項において管轄区域内とみなす市町村の区域は、平成20年4月1日現在の市町村の区域とする。

附 則 (昭和35年10月18日本部訓令第15号)

この訓令は、昭和35年10月18日から施行する。

附 則 (昭和35年12月23日本部訓令第27号)

この訓令は、昭和35年12月23日から施行する。

附 則 (昭和36年3月20日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年4月1日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年10月20日本部訓令第16号)

この訓令は、昭和41年10月20日から施行する。

附 則 (昭和42年3月15日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年4月1日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年4月1日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年4月10日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和44年4月10日から施行する。

附 則 (昭和44年9月18日本部訓令第18号)

この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則 (昭和44年10月1日本部訓令第20号)

この訓令は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則 (昭和44年10月31日本部訓令第21号)

この訓令は、昭和44年11月1日から施行する。

附 則 (昭和45年12月15日本部訓令第16号)

この訓令は、昭和45年12月15日から施行する。

附 則 (昭和46年4月6日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和46年4月6日から施行する。

附 則 (昭和46年5月10日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和46年5月10日から施行し、昭和46年4月29日から適用する。

附 則 (昭和48年2月12日本部訓令第1号)

この訓令は、昭和48年2月12日から施行し、昭和48年1月1日から適用する。

附 則 (昭和48年3月29日本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日本部訓令第12号)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年4月18日本部訓令第15号)

この訓令は、昭和48年4月20日から施行する。

附 則 (昭和49年4月18日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和49年4月18日から施行し、昭和49年3月28日から適用する。

附 則 (昭和50年3月29日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年11月8日本部訓令第13号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則 (昭和52年2月4日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和52年2月4日から施行する。

附 則 (昭和52年2月17日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和52年2月17日から施行する。

附 則 (昭和53年3月31日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年4月27日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則 (昭和53年7月25日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則 (昭和53年9月1日本部訓令第14号)

この訓令は、昭和53年9月1日から施行し、この訓令による改正後の警察職員の服務に関する訓令の規定は、昭和53年3月30日から適用する。

附 則 (昭和54年3月31日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月31日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月8日本部訓令第4号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和57年3月14日から施行する。

附 則 (昭和57年9月16日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月28日本部訓令第21号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月8日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和58年3月11日から施行する。

附 則 (昭和58年3月29日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年12月18日本部訓令第16号)

この訓令は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年2月16日本部訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和62年2月16日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際現に所有している改正前の規定による名刺は、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則 (昭和62年2月23日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日本部訓令第18号抄)
(施行期日)

1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

(警察職員の勤務を要しない時間の指定に関する訓令の廃止)

2 警察職員の勤務を要しない時間の指定に関する訓令(昭和57年本部訓令第4号)は、廃止する。

附 則 (平成元年12月28日本部訓令第35号)
この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月27日本部訓令第14号)
この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成3年6月24日本部訓令第5号)
この訓令は、平成3年6月24日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日本部訓令第10号)
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月28日本部訓令第15号抄)
(施行期日)

1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成4年12月18日本部訓令第18号)
この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年2月2日本部訓令第1号)
この訓令は、平成5年2月2日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日本部訓令第7号)
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月22日本部訓令第15号)
この訓令は、平成5年4月22日から施行する。

附 則 (平成6年1月7日本部訓令第1号)
この訓令は、平成6年1月7日から施行する。

附 則 (平成6年3月7日本部訓令第2号)
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年11月1日本部訓令第17号)
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日本部訓令第4号)
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月27日本部訓令第17号)
この訓令は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日本部訓令第9号)
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月24日本部訓令第11号)
この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日本部訓令第7号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月30日本部訓令第12号）

この訓令は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日本部訓令第10号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行日の前日までに使用されていない改正前の第42条第19号に掲げる場合の特別休暇の使用については、改正後の第42条第19号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日本部訓令第10号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月26日本部訓令第20号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年2月26日本部訓令第2号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第50条の改正規定、第51条の改正規定及び第52条第1項の改正規定は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日本部訓令第8号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日本部訓令第12号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月19日本部訓令第23号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年2月27日本部訓令第6号）

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日本部訓令第14号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日本部訓令第8号）

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日本部訓令第12号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月10日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月27日本部訓令第7号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成18年度中に21年、22年、23年、24年若しくは25年又は31年、32年、33年、34年若しくは35年の各勤続期間に達した職員の改正後の第42条第21号に掲げる特別休暇の

使用については、平成18年度中に勤続期間が20年又は30年に達したものとみなして同号を適用する。

- 3 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の別記第2号様式並びに別記第5号様式の(8)及び(9)については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成19年11月15日本部訓令第17号)

この訓令は、平成19年11月15日から施行する。

附 則 (平成20年3月7日本部訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月10日本部訓令第4号)

この訓令は、平成20年4月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年1月30日本部訓令第1号)

この訓令は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日本部訓令第6号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月13日本部訓令第7号)

この訓令は、平成22年4月13日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日本部訓令第9号)

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月1日本部訓令第20号)

この訓令は、平成23年11月1日から施行し、改正後の警察職員の服務に関する訓令の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則 (平成24年10月9日本部訓令第12号)

この訓令は、平成24年10月9日から施行し、改正後の警察職員の服務に関する訓令の規定は、平成24年8月31日から適用する。

附 則 (平成25年1月24日本部訓令第2号)

この訓令は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月14日本部訓令第8号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月18日本部訓令第1号)

この訓令は、平成26年2月18日から施行する。

附 則 (平成26年6月23日本部訓令第15号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月11日本部訓令第18号)

この訓令は、平成26年7月11日から施行する。

附 則 (平成26年11月18日本部訓令第22号)

この訓令は、平成26年11月18日から施行する。

附 則 (平成27年12月18日本部訓令第14号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日本部訓令第7号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月28日本部訓令第8号）

この訓令は、平成29年4月28日から施行し、改正後の警察職員の服務に関する訓令及び新潟県警察職員の勤務制度に関する訓令の規定は、平成29年3月28日から適用する。

附 則（平成29年8月15日本部訓令第13号）

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成31年4月18日本部訓令第13号）

この訓令は、平成31年4月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月12日本部訓令第13号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式とみなす。

3 旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年5月25日本部訓令第22号）

この訓令は、令和3年5月25日から施行し、この訓令による改正後の第42条、第45条及び第45条の2の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年2月4日本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年2月4日から施行し、改正後の警察職員の服務に関する訓令の規定は、同年1月1日から適用する。

附 則（令和4年11月30日本部訓令第19号）

この訓令は、令和4年11月30日から施行し、改正後の警察職員の服務に関する訓令の規定は、同年10月1日から適用する。

附 則（令和5年8月31日本部訓令第10号）

この訓令は、令和5年8月31日から施行し、改正後の警察職員の服務に関する訓令の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和6年10月1日本部訓令第14号）

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年8月1日本部訓令第19号）

この訓令は、令和7年8月1日から施行し、改正後の警察職員の服務に関する訓令の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和7年11月18日本部訓令第27号）

この訓令は、令和7年11月18日から施行し、改正後の警察職員の服務に関する訓令の規定は、同年10月1日から適用する。